

京都美術工芸大学 学則

平成23年10月24日	制定（設置認可）
平成24年4月1日	施行
平成24年7月1日	一部改正・施行
平成25年4月1日	一部改正・施行
平成27年4月1日	一部改正・施行
平成28年4月1日	一部改正・施行
平成29年4月1日	一部改正・施行
平成29年9月1日	一部改正・施行
平成30年4月1日	一部改正・施行

目次

第1章 総則

- 第1節 目的
- 第2節 学部・学科の組織及び定員
- 第3節 教職員組織
- 第4節 大学運営会議及び教授会
- 第5節 学年、学期及び休業日

第2章 修業年限・入学・転学・休学・復学・退学及び除籍

- 第1節 修業年限及び在学年限
- 第2節 入学
- 第3節 教育課程及び履修方法
- 第4節 休学、復学、転学、留学、除籍及び退学
- 第5節 卒業及び学位
- 第6節 賞罰
- 第7節 研究生、聴講生、特別聴講生、科目履修生、長期履修生、委託生、研修生、客員
研究員
及び外国人留学生等
- 第8節 入学検定料、入学金、授業料及びその他の納付金等
- 第9節 奨学制度
- 第10節 厚生施設
- 第11節 公開講座

第3章 改正及び細則

附 則

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

- 第1条** 京都美術工芸大学（以下「本学」という）は、我が国の伝統と文化を尊重し、その継承と文化の創造を担う有為な人材を育成するため、教育基本法及び学校教育法に従い、美術工芸に係る教育・研究を行い、併せて教養を身に付けた専門職業人を育てることにより、国家・社会の発展に貢献することを目的とする。
- 2 前項の目的を達するため、「社会人基礎力」「学士力」「職業実践力」を身につけた専門職業人の育成に努めることを教育上の目的とし、「美術工芸に関する知識・技能」「社会に受け入れられる人間力」「美術工芸の将来を思考する能力」を身に付けた人材育成を目指す。

(自己点検、評価)

- 第2条** 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行ない、その結果を公表するものとする。
- 2 前項の点検及び評価の結果について、学校教育法第109条に従い文部科学大臣の認証を受けた認証機関による評価を受けるものとする。
- 3 本学は、教育研究活動等の状況、自己点検・評価等の結果について、刊行物等により積極的に情報を提供するものとする。
- 4 本条第1項、第2項に定める点検及び評価に関する必要な事項は、別に定める。

第2節 学部・学科の組織及び定員

(学部、学科及び定員)

- 第3条** 本学に、次の学部及び学科を置く。
- 工芸学部 美術工芸学科
工芸学部 建築学科
- 2 前項に定める学部の収容定員等は、次のとおりとする。

学部	学科	収容定員		
		入学定員	3年次編入定員	総定員
工芸学部	美術工芸学科	100名	5名	410名
	建築学科	150名	5名	610名

(付属図書館)

- 第4条** 本学に、付属図書館を置く。
- 2 前項の付属図書館に関する必要な事項は、別に定める。

(付属研究機関)

- 第5条** 本学の目指す教育及び研究活動の一層の推進を図るために、研究機関として付属研究所を置く。
- 2 前項の機関に関する必要な事項は、別に定める。

第3節 教職員組織

(教職員組織)

第6条 本学に、下記の教職員を置く。

- (1) 学長、副学長、学部長、学科長
- (2) 教授、准教授、講師、助教、助手
- (3) 事務職員及びその他必要な教職員

2 教職員の任免その他の人事に関する必要な事項は、別に定める。

(学長・副学長・学部長)

第7条 学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

- 2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 3 学部長は、学長の下で、当該学部を統括する。

(事務組織)

第8条 本学に、学務事務等処理するため、学務事務組織を置く。

- 2 前項の学務事務等組織に関する必要な事項は、別に定める。

(名誉教授)

第9条 本学に多年勤続し、教育上、学術上功績のあった者に名誉教授の称号を授与することができる。

第4節 大学運営会議及び教授会

(大学運営会議)

第10条 本学に、学長の執務を補佐するため、大学運営会議を置く。

- 2 大学運営会議に関する必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第11条 本学の運営に関する重要な事項を審議するため、教授会を置く。

- 2 教授会は、学長、副学長、学部長、学科長及び専任教授で構成する。ただし、必要な場合は、准教授その他の教職員を加えることができる。
- 3 学長は教授会を招集し、その議長となる。
- 4 教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行なうに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事
 - (2) 学位の授与に関する事
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 5 教授会は、前2項に関する事項を検討するため、必要な専門組織を設けることができる。
- 6 教授会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

第5節 学年、学期及び休業日

(学年)

第12条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第13条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日に始まり、9月30日に終わる。

後期 10月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 前項の前期並びに後期のそれぞれの学期を1 Semesterとする。

3 学長は、前項に定める学期について、事情により、学期の数又は期間を変更することができる。

(休業日)

第14条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日

(3) 本学の創立記念日(10月23日)

(4) 春季休業(3月21日から3月31日)まで

(5) 夏季休業(8月1日より9月10日まで)

(5) 冬季休業(12月21日より翌年1月10日まで)

2 前項の規定にかかわらず、学長は、臨時に休業日を設け、又は変更することができる。

3 学長は、特に必要があると認めるときは、休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

2章 修業年限・入学・転学・休学・復学・退学及び除籍

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第15条 本学の修業年限は4年とする。

(在学年限)

第16条 本学の在学年限は、8年を越えることができない。ただし、編入学、転入学及び再入学した学生は、その者の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

2 教授会の議を経て、学長がやむを得ないと認めた場合は、在学年限を超えて在学できる。

第2節 入学

(入学の時期)

第17条 本学に入学する時期は、学年の始めとする。ただし、外国人留学生、帰国生徒その他再入学及び転入学等教授会の議を経て学長が認めた者は、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第 18 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一つに該当し、かつ入学試験に合格者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 1 2 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における 1 2 年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則第 8 条第 1 項に規定する認定試験合格者（旧大学入学資格検定規程（昭和 2 6 年文部省令第 1 3 号）第 8 条第 1 項に規定する資格検定合格者を含む。）
- (7) その他、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学において認めた者

(入学志願者の出願)

第 19 条 本学への入学を志願する者は、本学所定の入学願書と入学検定料及び別に定める書類を添えて、所定の期日までに願出しなければならない。

(入学者の選考)

第 20 条 前条の入学志願者については、学科試験、面接等の方法により選考を行ない、合格者を決定する。

- 2 入学志願者の選考に関する必要な事項は、別に定める。

(入学手続き及び入学許可)

第 21 条 前条の選考の結果に基づき合格した者は、所定の期日までに、誓約書、身元保証書その他所定の書類を提出すると共に、所定の入学金、学費及びその他の納付金を納付しなければならない。正当な事由なくして所定の手続きを期日までに完了しない者は、合格の許可を取り消すことがある。

- 2 学長は、教授会の議を経て、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(保証人及び副保証人)

第 22 条 提出すべき書類の正保証人は、父母（父母なき者はこれに代わる者）、副保証人は本人と関係の深い身元確実な者とする。

- 2 保証人は、その学生の在学中、本人に係る一切の事項につき連帯の責任を負うものとする。
- 3 本人、保証人に転居、改名等の異動があったときには、直ちにその旨を届けなければならない。
なお、保証人が死亡その他の事由によりその責を果たし得なくなったときは、新たに保証人を定めなければならない。

(学籍)

第 23 条 第 2 1 条第 1 項に定める入学の手続きをした者は、本学の学籍に入れ、学籍簿に登録する。

- 2 前項に定めるところにより、本学の学籍を有する学生は、本学則その他別に定める規程に基づき、学生の身分に伴う権利を有し、義務を負うものとする。

(編入学、転入学、再入学及び、転学科)

- 第 24 条** 本学への編入学、転入学又は再入学を志願する者がいるときは、選考の上、学長は相当年次に入学を許可することができる。
- 2 転学科を志願する者がいるときは、学長は、教授会の意見を聴いた上で、これを許可することができる。
 - 3 本学の第3年に編入学又は転入学することができる者は、次の各号の一つに該当する者とする。
 - ① 他の大学の2年以上の修了者で、本学の学科の教育課程に準ずる課程を履修した者
 - ② 他の大学を卒業した者又は退学した者で、本学の学科の教育課程に準ずる課程を履修した者
 - ③ 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者で、本学の学科の教育課程に準ずる課程を履修した者
 - ④ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)附則第7条の規定による旧制の高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等を卒業又は修了した者で、本学の学科の教育課程に準ずる課程を履修した者
 - 4 本学に再入学することができる者は、本学を退学した者又は除籍された者で、再び入学を志願する者とする。
 - 5 本条第3項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取り扱い、並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。
 - 6 編入学、転入学、再入学及び、転学科に関する必要な事項については、別に定める。

第3節 教育課程及び履修方法

(教育課程及び授業科目)

- 第 25 条** 本学の教育課程における授業科目は、その内容により、教養教育科目(教養科目・伝統文化科目・コミュニケーション科目・キャリア形成科目)、専門教育科目(美術工芸科目・専門実習科目)及び博物館学芸員養成科目とする。
- 2 授業科目を必修科目、選択科目、自由科目に分け、各年次に配当して編成する。
 - 3 本学の授業科目の種類、単位数等は別表第1、別表第2及び別表第3のとおりとする。なお、教育上必要あるときは寄附講座科目等を設けることができる。
 - 4 学芸員の資格取得に必要な授業科目・単位数は、別表第4のとおりとする。
 - 5 その他の資格取得に関する必要事項は、別に定める。

(教育課程の編成)

- 第 26 条** 学部及び学科の設置の趣旨に従い、開設する授業科目について、組織的な研修を通じて絶えず改善に努めながら、体系的に編成するものとする。
- 2 教育課程の編成にあたっては、当該学部・学科に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう配慮する。
 - 3 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に努めるものとする。

(授業科目の履修と卒業要件)

第 27 条 本学の学生にあつては別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 の教育課程を、次の各号に定めるところにより、履修しなければならない。

- (1) 開設授業科目は、第 1 年次より第 4 年次までにおいて履修する。
- (2) 必修授業科目は、卒業までにその全部の単位を修得しなければならない。選択授業科目は卒業までに規定の単位数以上を修得しなければならない。
- (3) 他学科の専門教育科目は 1 2 単位までを上限として、当該授業科目の単位を卒業に必要な単位として認めることができる。

2 本学に 8 セメスター、4 年以上又は教授会の議を経て学長が決定した年限以上在学し、1 2 4 単位以上修得した者を卒業とする。ただし、他の大学に在学した年数を通算する。

(単位の計算方法)

第 28 条 各授業科目の単位計算方法は、1 単位の授業科目を 4 5 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業方法に応じ当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準より計算するものとする。

- (1) 講義については、1 5 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 演習については、1 5 時間から 3 0 時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- (3) 実験・実習及び実技については、3 0 時間から 4 5 時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- (4) 前項の規定にかかわらず、教育上特に必要があると教授会の議を経て学長が決定する場合は、単位の計算方法を変更することができる。また、卒業制作の授業科目については、これらの学修の成果を評価して、単位を認定することが適切と教授会の議を経て学長が決定する場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を別に定めることができる。

(1 セメスターの授業時間)

第 29 条 1 セメスターの授業を行なう期間は、定期試験等の期間を除き 1 5 週にわたることを原則とする。

2 教育上特別の必要があると認められる場合は、前項に定める期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(履修届)

第 30 条 学生の履修については、学期初めに届け出て、担当教員の承認を受けなければならない。

2 他学科の科目を履修する場合は、学期初めに届け出て、その学科の学科長の承認を受けなければならない。

(履修科目登録単位数の上限)

第 31 条 学生が各学年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が年間に履修科目として登録することのできる単位数の上限は、原則として 5 0 単位以内とする。ただし、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生及び編入学者についてはこのかぎりではない。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(単位の認定)

第 32 条 学長は、授業科目を履修し、その試験に合格した者には、教授会の議を経て、所定の単位を与える。

- 2 試験は、履修した授業科目について前期末又は後期末において、筆記、口述、論文、研究報告及び課題の提出等の方法によって行なう。
- 3 出席時間数が三分の二に満たない者は、履修認定及び認定試験は受けられない。
- 4 前項の定期試験のほか、臨時に試験を行うことがある。
- 5 正当な理由により受験できなかった者には、教授会の議を経て学長が決定する場合は追試験を行うことがある。

(試験等の評価)

第 33 条 授業科目の試験の成績は、秀（90点以上）・優（80点～89点）・良（70点～79点）・可（60点～69点）・不可（59点以下）の5種の評語をもって表し、秀・優・良・可を合格とし、所定の単位を与える。

- 2 単位の修得及び試験に関する規定は別に定める。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第 34 条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところにより、他の大学等において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議に基づき、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学等に留学する場合にも準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 35 条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行なう短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、教授会の議に基づき、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 36 条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に、大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修により修得した単位を含む。）及び大学以外の教育施設等における学修について単位認定できる単位数の上限を、第34条及び第35条に定める認定単位数とあわせて、編入学、転入学等の場合を除き、60単位を限度に認定することができる。

- 2 編入学者の単位認定は、編入学以前の大学又は短期大学において修得した単位のうち、60単位を限度として認定することができる。
- 3 第1項並びに第2項に関する単位認定は、教授会の議を経て学長が決定する。

(本学以外での履修の許可)

第 37 条 本学学生にして第34条及び第35条に定める大学等で授業科目履修を希望する者は、教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

(本学以外で履修した授業科目及び単位の取り扱い)

第 38 条 本学以外で修得した授業科目及び単位の取り扱いに関する必要な事項は、別に定める。

(資格取得)

第 39 条 本学において博物館学芸員の資格を取得しようとする者は、博物館法及び同法施行規則に規定する博物館に関する科目の所要の単位を修得しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、卒業が認定されない者については、その資格を取得することはできない。

(その他)

第 40 条 この節に定めるもののほか、授業科目の配当年次等、履修すべき科目等履修に関する必要な事項は、別に定める。

第 4 節 休学、復学、転学、留学、退学、及び除籍

(休学)

第 41 条 学生が疾病その他特別の理由により引き続き 2 か月以上就学することができないときは、休学願いに医師の診断書又はその理由を証明する書類を添え、学長に願い出て許可を受けなければならない。

2 疾病のため就学することが適当でないと認められる者に対しては、学長は休学を命ずることができる。

3 休学した者は、その学期の試験を受けることはできない。

(休学期間)

第 42 条 休学期間は、休学を許可された日から当該学期末までとする。なお、引き続き休学を希望する者は、当該学期の定められた期日までに、前条第 1 項の手続を経れば、翌学期末まで休学することができるが、1 年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、学長の許可を得て、更に 1 年を限度として休学期間を延長することができる。

2 休学期間は、連続して 2 年を超えることができない。また、通算して 4 年を超えることができない。

3 休学期間は、第 16 条の在学年限には算入しない。

(復学)

第 43 条 休学の理由が消滅したときは、学長に願い出て、復学の許可を受けなければならない。

2 学長は、休学期間中にその理由が消滅したと認める時は、復学を命ずることができる。

3 復学の時期は学期の初めとし、すでに許可された休学期間内の学期途中での復学は認められない。

4 復学の手続は、休学を願い出た学期内の定められた期日までに完了していなければならない。

(転学)

第 44 条 学生が他の大学への入学又は転入学を志願しようとするときは、保証人連署の上、その事由を付して学長に願い出て、転学の許可を受けなければならない。

(留学)

第 45 条 学生が外国の大学又は短期大学等教育機関に留学を志願しようとするときは、保証人連署の上、その事由を付して学長に願い出て、留学の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第 16 条に定める在学年限に含めることができる。

(退学)

第 46 条 学生が退学しようとするときは、保証人連署の上、その事由を付して学長に願い出て、退学の許可を受けなければならない。

(除籍)

第 47 条 次の各号の一つに該当する学生があるときは、学長が除籍する。

- (1) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第 16 条に定める在学年限を超えた者。ただし、学長が所定の年限を超えて在学することも止むを得ないと認めた者を除く。
- (3) 第 42 条に定める休学期間を超えてなお復学できない者
- (4) 死亡又は 2 年以上にわたり行方不明の者

2 転学、退学又は除籍した学生については、第 23 条に定める学籍から除くものとする。

第 5 節 卒業及び学位

(卒業の認定)

第 48 条 本学に 8 セメスター、4 年以上（第 24 条第 1 項の規定により編入学又は再入学した者にあつては、同条第 4 項に定める在学すべき年数）在学し、別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 に掲げる卒業に必要な授業科目及び単位数を取得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、前項により卒業を認定した者に対し、教授会の議を経て、卒業証書を授与する。

3 卒業認定の時期は、学年末とする。ただし、学長が特別の事情があると認める者に対しては、学期の末とすることができる。

(学位)

第 49 条 本学を卒業した者は、学士の学位を授与する。

2 学位については、次のとおりとする。

工芸学部	美術工芸学科	学士（工芸）
工芸学部	建築学科	学士（工芸）

3 学位に関する必要な事項は、別に定める。

第 6 節 賞罰

(表彰)

第 50 条 学生として表彰に値する行為のあった者に対しては、学長は教授会の議を経て、卒業時又はその他の機会にこれを表彰することができる。

2 表彰に関する必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第 51 条 学長は、学生が本学の規則命令に違反し、又は学生の本分に反する行為があった時は、教授会の議を経て、これを懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一つに該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反した者
 - (5) 訓告又は停学にもかかわらず、なお改悛の見込みがないと認められる者
- 4 懲戒処分に関する必要な事項は、別に定める。

第 7 節 研究生、聴講生、特別聴講生、科目履修生、長期履修生、委託生、研修生、客員研究員及び外国人留学生等

(研究生)

第 52 条 本学の学部又は附属研究所において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、学部又は附属研究所の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、学長は研究生として受け入れることを許可することがある。

- 2 研究生を志願することができる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 3 研究生の研究期間は1年とする。ただし特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。
- 4 研究生に関する必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第 53 条 本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生として学長は入学を許可することがある。

- 2 聴講生に関する必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第 54 条 本学において他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)との協議により、当該他大学等の学生に特別聴講学生として本学の授業科目を履修させることがある。

- 2 特別聴講学生に関する必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第 55 条 本学の学生以外の者で本学の特定の授業科目について履修を希望する者があるときは、本学の授業に支障のない限りにおいて、選考の上、学長は科目等履修生として履修を許可することがある。ただし、本学卒業生にあつては、選考のための検定を要しない。

- 2 科目等履修生は、第 3 2 条及び第 3 3 条の規定を準用して単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(長期履修生)

- 第 56 条** 第 15 条及び第 16 条の規定に関わらず、修業年限及び在学年限を超えて履修を希望する者があるときは、本学の授業に支障のない限りにおいて、選考の上、学長は教授会の議を経て、長期履修生として履修を許可することがある。
- 2 長期履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(委託生及び研修生)

- 第 57 条** 他大学等又は地方公共団体等の機関から、本学の学部又は附属研究所の特定の分野について学生や教職員の研究・研修指導を委託したい旨の申し出があった場合は、委託する理由、これらの学生又は教職員の学歴その他必要な事項を審査し、その結果に基づき、本学の教育研究に支障のない場合に限り、委託生として受け入れることがある。
- 2 他大学等から委託された学生を委託生といい、地方公共団体等から委託された職員を研修生という。
- 3 委託生・研修生に関する必要な事項は、別に定める。

(客員研究員)

- 第 58 条** 本学に客員研究員を置くことができる。
- 2 客員研究員に関する必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

- 第 59 条** 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、学長は外国人留学生として入学を許可することがある。
- 2 前項の外国人留学生に対しては、第 27 条に定める授業科目のほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。
- 3 外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

第 8 節 入学検定料、入学金、授業料及びその他の納付金等

(入学検定料、入学金、授業料及びその他の納付金等の金額)

- 第 60 条** 本学の入学検定料、入学金、授業料及びその他の納付金等（以下「学納金等」という。）の種別と金額は、別表第 5 のとおりとする。
- 2 前項のほか、博物館実習等実習を履修する者は、別に定めるところにより実習費を納入しなければならない。

(学納金等の納付)

- 第 61 条** 学納金等は、全額一括納入か、又は 2 期に分けて所定の期日までに納入しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、分納又は延納を認めることがある。
- 2 前項の学納金等の納付方法に関する必要な事項は、別に定める。

(復学の場合の学納金等)

- 第 62 条** 学期の途中において復学した者は、復学した月から当該学期末までの学納金等を、復学した月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の学納金等)

第 63 条 学年の途中で卒業する見込の者は、卒業する見込の月までの学納金等を納付するものとする。

(転学、退学及び停学の場合の学納金等)

第 64 条 学期の途中で退学又は除籍された者の当該期分の学納金等は徴収する。

2 停学期間中の学納金等は徴収する。

(休学、留学の場合の学納金等)

第 65 条 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの学納金等を半額免除する。

2 留学期間中の学費等は徴収する。

(学納金等の免除及び徴収の猶予)

第 66 条 経済的理由により学納金等の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、学費等の全部又は一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

2 学納金等の免除及び徴収の猶予に関する必要な事項は、別に定める。

(研究生及び科目等履修生の学納金等)

第 67 条 研究生、科目等履修生及び特別聴講学生等の検定料及び学納金等については、別に定める。

(納付した学納金の返還等)

第 68 条 既納の入学検定料、入学金及び授業料等納付金は還付しない。

2 前項の特例は別に定める。

第 9 節 奨学制度

(奨学制度)

第 69 条 本学は、奨学のため、奨学金の制度を設ける。

2 奨学金制度に関する必要な事項は、別に定める。

第 10 節 厚生施設

(医務室)

第 70 条 本学に医務室を付設する。

2 医務室に関する必要な事項については、別に定める。

第 11 節 公開講座

(公開講座)

第 71 条 本学は、社会人の教養を高め、地域の文化の向上に資するため、公開講座やワークショップ等を開設することができる。

2 公開講座やワークショップ等に関して必要な事項は、別に定める。

第3章 改正及び細則

(改正)

第72条 本学則の改正は、大学運営会議に諮り、教授会の議を経て、評議員会及び理事会で議決する。

(細則その他)

第73条 本学則に規定するもののほか、本学則施行についての細則その他必要な事項は、別に定める。

(所在地)

第74条 本学の主たる事務所の所在地は、京都府京都市東山区鞆町通正面下る上堀詰町272番1とする。

附 則

- 1 本学則は、文部科学大臣の認可の日（平成23年10月24日）から施行する。
- 2 第3条第2項に規定する工芸学部の収容定員は、平成27年までの間、次のとおりとする。

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
収容定員 工芸学部 伝統工芸学科	95	190	295	400
合 計	95	190	295	400

附 則

本学則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

本学則は、公布の日から施行し、改正後の別表第1は平成25年4月1日から適用する。

附 則

本学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 学則別表第1は、平成24～27年度の入学生に適用する。

附 則

本学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成29年 9月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成30年 4月1日から施行する。ただし、平成29年度以前の入学生については、なお従前の例による。